



(宝永四年四月二十七日)

○町奉行所より御渡被成候者新五郎受取来候、木村喜兵衛下人二御座候、様子ハ昨日喜兵衛につかわれ、とひ沢町辺より新材木町へ罷通候処、さかゝる町之辺にて酒酔と見得候者誰やらと口論いたし居候わきを通り候処、右酒よゐ喜兵衛下人鹿蔵が後よりたぶさを取引返し可申といたし候間、とつて返し候処を鹿蔵がわきさし右酒よゐ引ぬきふり廻しにけ行候、右始ニ口論いたし候者ハしろ銀町之太右衛門と申者ニ御座候、これハ右之酒酔酒ニ酔候ふりいたし、太右衛門紙袋を盗とり候故是も追かけ候、鹿蔵も同追かけ候を江戸橋之辻番所にて右酒酔を押捕候て詮儀之由、何も右之次第申候、然共右酒酔わきさしふり廻候時自ひざへ少疵付候、鹿蔵ニ切れ候と申候故、此詮議ニとめられ町奉行所へ申立御吟味之处(以下略)

(翌二十八日)

○木村喜兵衛下人鹿蔵、相談いたし、町奉行所より如被仰渡候喜兵衛めしつかゝる候様ニ申渡候也